

答 申 第 3 6 号

平成17年 8 月 1 日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成17年 1 月14日付け青環第1354号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、株式会社取締役社長印の印影、株式会社（以下「本件会社」という。）の役員の本籍及び代表取締役以外の役員の住所並びに株式会社 工場（以下「本件工場」という。）の工場長及び副工場長の生年月日、本籍及び住所の部分を除き、開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成16年10月7日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「株式会社 工場の産業廃棄物処分業の許可申請書（事業内容のわかるもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「株式会社 工場の平成15年4月17日付け産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書について、次のとおり一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年10月18日、異議申立人に通知した。

- (1) （第1面）の印影及び生産量に関する部分、（その5）処分の方法等の取引先に関する部分並びに（その13）の取引先等に関する部分を条例第7条第4号に該当するとして、不開示とした。
- (2) （第2面）の役員に関する部分及び（第3面）の使用人に関する部分を条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年12月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、県民の的確な理解と批判を保障し、県民の知る権利を保障する条例第1条の「目的」にかんがみ、妥当性を欠くものである。

行政が本来行政文書として扱っているものを、開示請求があったときに非開示となるのは、県条例の精神からいっても許されるものではなく、まず、全面開示ありきと考えるものである。

- (2) 開示しない理由に「条例第7条第3号」を持ち出すことは正しくなく、当該条項の歪曲に過ぎない。本件処分は、開示しない理由を「特定の個人情報が含まれているため」とだけ述べているが、これは本件行政文書に記載の事実を述べているだけであり、開示しない理由のない決定を受け取ることはできない。

一方、本件会社は、所定の用紙に沿って必要な事項を県に提出しており、県は、本件会社はその提出時点で公的なものとなることを十分理解しているものと、理解すべきである。

問題は、県が何をもって一部非開示の判断をしたかであり、いささかでも恣意的判断が働く必要はないものである。

開示しない理由に「条例第7条第4号」を持ち出すことについても同様である。

- (3) 開示を求めた内容は、県のホームページに掲載されており、非開示の理由は見当たらない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、本件会社が産業廃棄物処分量の事業範囲変更許可申請に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の2第1項の規定に基づき、青森県知事に提出した文書である。

本件行政文書には、次の情報が記載されている。

- (1) 申請年月日
- (2) 法人の住所、名称及び代表者の氏名、法人及び法人代表取締役の印影並びに電話番号
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 収集運搬業・処分業の区分
- (5) 許可に係る事業の範囲
- (6) 変更の内容
- (7) 変更理由
- (8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（1日当たりの生産量を含む。）、許可年月日及び許可番号
- (9) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (10) 役員の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名、本籍及び住所
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第6条の10に規定する使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名、本籍及び住所
- (12) 全体事業計画概要
- (13) 事業範囲一覧
- (14) 処分の方法等（契約（予定）排出事業場の名称及び所在地を含む。）
- (15) 中間処理施設の概要
- (16) 処分後の廃棄物の処理方法

2 詳細な不開示理由について

- (1) 本件行政文書には、特定の個人を識別することができる又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる個人情報及び公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報が記載されており、これらは、条例第7条第3号又は同条第4号に定める不開示情報に該当するものである。

ア 不開示情報として除いた部分には、次の情報が記載されている。

(ア) 法人及び法人代表取締役の印影

(イ) 焼成設備に係る 1 日当たりの生産量

(ウ) 役員の生年月日、本籍、商業登記簿に登録されていない住所

(エ) 廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 に規定する使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、本籍及び住所

(オ) 契約（予定）排出事業場の名称及び所在地

(カ) 年間セメント販売量、出荷先

イ 上記 2 の(1)のアの(ウ)及び(エ)の情報は、いずれも商業登記簿に登録されていない情報であり、条例第 7 条第 3 号に規定する特定の個人を識別することができる又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる個人情報に該当する。

ウ 上記 2 の(1)のアの(ア)、(イ)、(オ)及び(カ)の情報は、法人及び法人代表取締役の印影、1 日当たりの生産量、取引相手及び年間セメント販売量等に係る情報である。

法人及び法人代表取締役の印影は、一定の取引関係等の条件の下に得られる情報であって、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）において、法人代表取締役印の第三者への写しの交付は認められていないこと等から、これらの情報は、一般に公開されているとはいえないものである。

また、1 日当たりの生産量、取引相手及び年間セメント販売量等は、営業・販売等に関する情報であり、当該情報を入手した第三者が当該情報を基に開示請求に係る産業廃棄物処理業者の取引相手に営業活動等を行うことが想定され、年間セメント販売量については、販売単価等と照合することにより、年間売上等の積算が可能であり、経営状況の推測可能な経営情報になるものである。

このため、これらの情報は、条例第 7 条第 4 号に規定する公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報に該当する。

エ 産業廃棄物処理業に係る許可申請書は、申請者が許可を取得するため、青森県知事に提出している文書であり、その記載内容には、生産技術・営業・販売等に関する情報が含まれ、同業者等には相当の価値を有するものと推測されるものである。許可権者としては、このような情報が含まれている申請内容がみだりに外部に開示されることのないよう、最大限の配慮をしなければならないところであるが、その記載内容を不開示とすることは、条例に定める目的から適当でないと判断し、一部開示としたものである。

(2) 不開示情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人・法人

の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であるとまでは認められない。

本件開示請求に係る法人は、これまで、廃棄物処理法の規定に基づく行政処分又は行政命令等の不利益処分を受けたことがなく、また、現に違反行為をしている法人でもないことから、不開示情報を開示することは、許可申請書の内容が何人に対しても全部開示されることになり、廃棄物処理法において産業廃棄物処理業者に厳しい責任が課せられていること及び産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況等を考慮しても、産業廃棄物処理業者が正当な事業活動を営んでいく上で支障になることは否定できないため、不開示情報は、条例第7条第3号ただし書口及び条例第7条第4号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にまで至らないものと判断される。

(3) 県のホームページにおける不開示情報の掲載について

ア 異議申立人の「開示を求めた内容が県のホームページに掲載されている」旨の主張のうち、本件工場に関する記載は、本件会社に関するホームページに掲載されたものであると推定される。

イ また、異議申立人の当該主張のうち、産業廃棄物処分業者名簿は、青森県環境生活部環境政策課のホームページに掲載されているが、その掲載内容には、本件処分において不開示とした情報は、確認できない。

ウ このことから、青森県環境生活部環境政策課のホームページに本件処分において不開示とした情報が掲載されているという矛盾は、生じていないものと判断される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とした情報が条例第7条各号に該当するか否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、廃棄物処理法第14条の2第1項の規定により、本件会社とその産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可を受けるため、青森県知事に提出した申請書であり、第4の1の(1)から(16)までに掲げる情報が記録されている。

このうち、実施機関が不開示とした部分は、次の情報（以下「本件情報」という。）であると認められる。

- (1) 株式会社印（以下「社印」という。）及び 株式会社取締役社長印（以下「代表者印」という。）の印影
- (2) 焼成設備に係る処理能力としての1日当たりの生産量
- (3) 本件会社の役員の生年月日及び本籍並びに代表取締役以外の役員の住所
- (4) 本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、本籍及び住所
- (5) 契約（予定）排出事業場の名称及び所在地
- (6) 処分後の廃棄物の処理方法としての売却に係るセメントの年間販売量及び出荷・販売先

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報のうち2の(3)及び(4)に掲げる情報を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性を検討する。

- (1) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。
- (2) そこで、本件情報のうち2の(3)及び(4)に掲げる情報が、条例第7条第3号本文に該当するかどうかについて検討する。

実施機関が不開示とした2の(3)に掲げる本件会社の役員の生年月日及び本籍並びに代表取締役以外の役員の住所並びに2の(4)に掲げる本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、本籍及び住所については、特定の個人が識別することができるものであると認められる。

したがって、本件情報のうち2の(3)及び(4)に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文に該

当すると認められる。

(3) 次に、条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

(4) そこで、2の(3)及び(4)に掲げる情報が、条例第7条第3号ただし書イ、ロ又はハに該当するかどうかについて検討する。

ア まず、2の(3)及び(4)に掲げる情報が、条例第7条第3号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

イ 次に、条例第7条第3号ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

(ア) 本件会社の役員の生年月日及び本籍並びに代表取締役以外の役員の住所について

当審査会が調査を行ったところでは、本件会社は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定により、事業年度ごとに有価証券報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないものであり、当該報告書は、同法第25条第1項第4号、第2項及び第3項の規定により5年間公衆の縦覧に供しなければならないものとされているところである。また、当該報告書には、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第15条第1号イの規定により、役員の状況として、各役員に係る「役名」、「職名」、「生年月日」、「略歴」及び「所有株式数」を記載することとなっているものである。

加えて、本件会社は、自社のホームページにおいて、当該報告書を公表しているところである。

これらのことからすれば、2の(3)に掲げる情報のうち本件会社の役員の生年月

日については、法令の規定により又は慣行として公にされている情報であると認められる。

しかし、2の(3)に掲げる情報のうち本件会社の役員の生年月日以外の情報については、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

したがって、2の(3)に掲げる情報のうち本件会社の役員の生年月日については、条例第7条第3号ただし書イに該当すると認められる。

(イ) 本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、本籍及び住所について

当審査会が調査を行ったところ、本件工場については、工場長、副工場長等の氏名が東奥年鑑2005年版〈名簿編〉（平成16年9月1日東奥日報社編集・発行）に掲載されており、過去の東奥年鑑においても同様の職にある者の氏名が掲載されていたところである。

東奥年鑑の名簿編に掲載されている情報は、その掲載に係る法人等が公にする意思をもって又は公にされることを前提に提供した情報を基に作成されたものであり、現に一般に販売されている東奥年鑑に本件工場の工場長、副工場長等の氏名が掲載されていることは、本件会社が本件工場の工場長、副工場長等一定の職位にある者の氏名を明らかにしようとする趣旨であると解される。

このことからすれば、2の(4)に掲げる情報のうち本件工場の工場長及び副工場長の氏名については、慣行として公にされている情報であると認められる。

なお、本件工場の工場長及び副工場長の氏名のふりがなについても、氏名に付随する情報であると認められる。

しかし、2の(4)に掲げる情報のうち本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）以外の情報については、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

したがって、2の(4)に掲げる情報のうち本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）については、条例第7条第3号ただし書イに該当すると認められる。

ウ 以上から、2の(3)及び(4)に掲げる情報のうち、本件会社の役員の生年月日並びに本件工場の工場長及び副工場長の氏名（ふりがなを含む。）は、条例第7条第3号の情報には該当しない。

3 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件情報のうち2の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第4号

該当性を検討する。

(1) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(2) 社印及び代表者印の印影について

ア 実施機関が不開示とした2の(1)に掲げる社印及び代表者印の印影は、いずれも本件会社が事業活動を行う上での認証的機能を有する情報であるが、これらを公にすることにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについては、当該印影の形状及び当該印の性質、使用状況、管理状況等を踏まえ総合的に判断する必要があるものである。

イ 社印及び代表者印の印影を見分すると、その形状はいずれも本件行政文書の記載事項の内容が真正であることを十分認証し得るものである。

一方、社印及び代表者印の使用状況、管理状況等について、実施機関を通じ本件会社に説明を求めたところであるが、当該使用状況等について本件会社からは何ら具体的な説明はなかったものである。

しかしながら、代表者印について、当審査会が調査を行ったところ、当該代表者印は、商業登記法第20条第1項の規定により登記所に提出された印鑑であり、むやみに公にしていないものと認められる。

ウ 以上からすれば、代表者印は、契約書や登記の申請書等に押印される重要なものであり、その印影は、本来一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であって、これを秘匿することについては正当な利益を有するものであると考えられることから、公にすることにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある情報であると認められる。

しかし、社印の印影については、そこまでの事情は見受けられず、公にすることにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある情報と判断することはできない。

したがって、代表者印の印影は、条例第7条第4号本文に該当すると認められるが、社印の印影は、同号本文に該当するとは認められない。

また、代表者印の印影は、条例第7条第4号ただし書に該当しないことは明らかである。

以上から、代表者印の印影は、条例第7条第4号の情報に該当する。

(3) 2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報について

ア 条例第7条第4号本文該当性について

実施機関が開示とした2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報は、焼成設備に係る処理能力としての1日当たりの生産量、契約(予定)排出事業場の名称及び所在地並びに処分後の廃棄物の処理方法としての売却に係るセメントの年間販売量及び出荷・販売先に係る情報であり、これらを公にすることにより本件会社ないし取引相手である産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについて、実施機関の説明にはその具体的内容、程度に不明確な部分があるが、一般的にこれらの情報は法人等の営業・販売等に関する情報であると認められるものであり、これが同業者に明らかとなった場合等には、本件会社ないし排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報は、条例第7条第4号本文に該当すると認められる。

イ 条例第7条第4号ただし書該当性について

(ア) 次に、条例第7条第4号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示すると規定している。

この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、これらを保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示するというものである。また、「公にすることが必要であると認められる」とは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、不開示とすることにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合をいうものである。

(イ) そこで、2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報が条例第7条第4号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

a 産業廃棄物処理業は、現代社会において不可欠な事業であるものの、その運営態様によっては周辺住民の健康、周辺的生活環境・自然環境に悪影響を与えるおそれがあることは否定できないところであり、その事業活動に関する情報

については、できる限りの情報公開が求められているというべきものである。

特に、産業廃棄物処理業における産業廃棄物の種類、処理能力、処分後の処理方法、取引相手等の情報は、産業廃棄物処理業の運営の態様に密接に関わる情報として、産業廃棄物処理業者が取り扱う産業廃棄物の内容を把握、確認することができる情報であることから、周辺住民の健康等を保護するために公開することが強く要請されているものである。

- b また、産業廃棄物処分業者は、廃棄物処理法第14条第12項の規定により、産業廃棄物処理基準に従って、産業廃棄物の処分を行わなければならないものであり、当該基準に適合しない処分が行われた場合には同法第19条の5第1項第1号の規定による措置命令の対象となり得るものである。

一方、排出事業者は、廃棄物処理法第12条第4項の規定により、その産業廃棄物の処分を委託する場合には、廃棄物処理法施行令第6条の2に規定する委託の基準に従わなければならないものである。また、廃棄物処理法第12条の3に定めるところにより、当該産業廃棄物の処分を受託した者に産業廃棄物管理票を交付し、当該受託者から当該管理票の写しの送付を受けたときは、産業廃棄物の処分が適正に行われたことを確認しなければならない。さらに、当該管理票の写しの送付を受けないとき等は、当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならないものである。そして、当該排出事業者が当該措置を講じなかった場合には同法第19条の5第1項第3号への規定による措置命令の対象となり得るなど、排出事業者も相応の責任を負っているものである。

- c このような産業廃棄物処理業の特質、産業廃棄物を取り巻く社会状況、廃棄物処理法の趣旨から判断すると、産業廃棄物処理業者ないし排出事業者は、産業廃棄物の処理に際し、相応の社会的責任を負わなければならないということがいえるものであって、当該産業廃棄物処理業の特質等から、2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報を不開示とすることにより保護される本件会社ないし排出事業者の権利利益よりも、当該情報を開示することにより保護される周辺住民の健康等の利益が上回るものと認められる。

- (ウ) したがって、2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報は、条例第7条第4号ただし書に該当すると認められる。

ウ 以上から、2の(2)、(5)及び(6)に掲げる情報は、条例第7条第4号の情報には該当しない。

4 県のホームページにおける本件情報の掲載について

異議申立人は、実施機関が不開示とした本件情報が県のホームページに掲載されている旨主張しているところであるが、当審査会が調査を行ったところでは、本件情報が県のホームページに掲載されているという事実は、確認することができなかったものであ

る。

5 結論

以上のとおり、本件情報には、条例第7条第3号又は条例第7条第4号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 1月14日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成17年 2月 9日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成17年 2月21日 (第104回審査会)	・審査を行った。
平成17年 3月15日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成17年 3月23日 (第105回審査会)	・審査を行った。
平成17年 4月19日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成17年 4月28日 (第106回審査会)	・審査を行った。
平成17年 5月26日 (第107回審査会)	・審査を行った。
平成17年 6月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成17年 6月23日 (第108回審査会)	・審査を行った。
平成17年 7月28日 (第109回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森大学社会学部助教授	
石岡 隆司	弁護士	会長
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成17年8月1日現在)